

「地球を守る」私たち・津久見市役所の行動

第4期

津久見市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

ECO2 [エコツー]

令和 3 年 3 月

津 久 見 市

「地球を守る」私たち・津久見市役所の行動

津久見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

第1章	計画の基本的事項	1
1	背景	
2	目的	
3	計画の期間及び基準年度	
4	計画の対象	
5	計画の位置付け	
6	基本理念	
第2章	温室効果ガスの排出状況	4
1	温室効果ガス総排出量	
2	温室効果ガスの排出量の増減要因	
第3章	温室効果ガスの排出削減目標	6
1	目標設定の考え方	
2	温室効果ガスの削減目標	
第4章	目標達成に向けた取組	7
1	取組の基本方針	
2	計画の具体的取組	
第5章	計画の推進	11
1	計画の推進・点検体制等	
2	点検・評価	
3	実施状況の公表等	

第 1 章 計画の基本的事項

1 背景

地球温暖化は、世界的規模での気候変動を引き起こし、生態系の維持などの大規模なものから、人々の健康や生活など身の回りに至るまでの様々な影響を及ぼしはじめており、低炭素社会の実現に向けた取り組みが求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組み「パリ協定」が採択されました。

また、2015 年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」においても、エネルギーや気候変動など地球温暖化に関するものが国際目標として定められています。

わが国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律が制定され、地方公共団体は、地球温暖化対策における実行計画を策定し、温室効果ガス削減に取り組むよう義務づけられています。

2016年には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、中期目標として我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。

さらに、2020年10月には、2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにする「脱炭素社会」の実現を目指すことが宣言されたところです。その後、2021年4月には、2030年度において、温室効果ガス排出量を2013年度比で46%減を目指すことに上方修正し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることが表明され、同年10月に、地球温暖化対策計画の5年ぶりの改定が閣議決定されました。

津久見市では、平成12年11月に津久見市温暖化対策実行計画を策定したのち、エネルギーの消費抑制やごみの減量化など継続して温室効果ガス削減に取り組んできました

津久見市の自然資源に恵まれた環境、豊かな森林や農地は、水源かん養や生物多様性の保全はもとより、二酸化炭素を吸収・固定してくれる機能を有しており、これらを適切に管理することは、本市の魅力を高めるだけでなく、地球温暖化防止にもつながっていきます。

2 目的

第4期津久見市地球温暖化対策実行計画（以下、「本計画」という。）は、第3期計画が終了したことから、引き続き温室効果ガス排出量の現況把握と、これまでの取組状況を整理し、社会変化や技術革新などを踏まえ、津久見市の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量の抑制・削減並びに吸収作用の保全及び強化のための取組をさらに推進することを目的として策定するものです。

3 計画の期間及び基準年度

本計画は、環境省が示す「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定実施マニュアル」に基づき、計画期間を2020年度（令和2年度）から2030年度（令和12年度）までとし、数値目標の基準年度は、2013年度（平成25年度）とします。

ただし、社会情勢・法体系の変化や計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の対象

(1) 対象とする事務・事業の範囲

本計画の対象範囲は、津久見市の全ての事務・事業を対象とします。ただし、公営住宅の管理に係るもの及び指定管理者を指定した施設等民間に委託して行っている事業等は対象外とします。

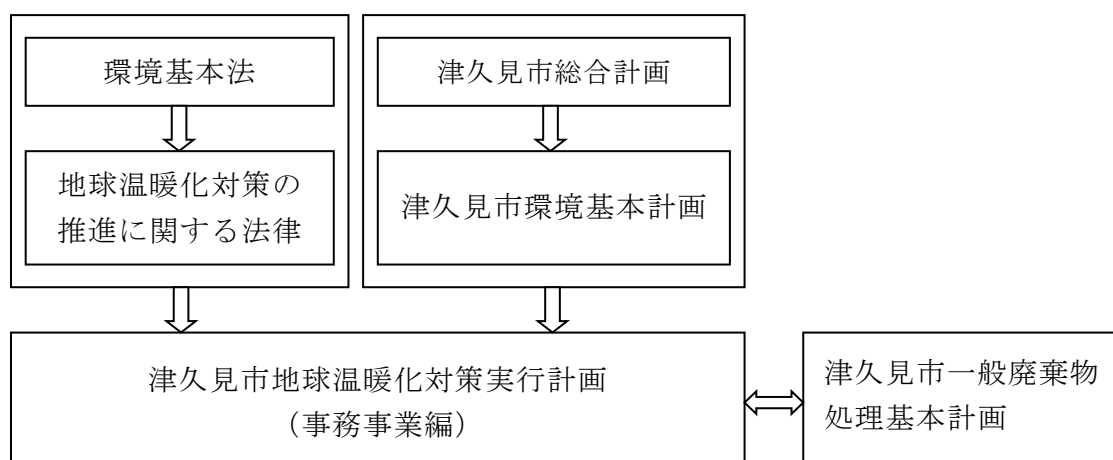
(2) 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの主なものは下記の6物質ですが、ハイドロフルオロカーボン（HFC）については、比較的、把握がしやすいカーエアコンのHFC（134a）のみを対象にします。パーフルオロカーボン（PFC）及び六フッ化硫黄（SF6）については、発生量が少ないことや排出量の把握が技術的に困難であることから算定の対象外とします。

二酸化炭素（CO2）	パーフルオロカーボン（PFC）	対象除外
メタン（CH4）	六フッ化硫黄（SF6）	
一酸化二窒素（N2O）		
ハイドロフルオロカーボン（HFC）		

5 計画の位置付け

本計画は、津久見市総合計画及び津久見市環境基本計画に定めている環境施策のうち、地球環境（温暖化）に関する施策を具体化するものであり、津久見市一般廃棄物処理基本計画とも関連するものです。



6 基本理念

私たちが健康で文化的な生活を享受するうえにおいては、その基盤となる良好な自然環境が永続的に確保されることが必要であり、現在の地球規模の環境問題の改善、とりわけ「地球温暖化対策」については、まさに「まったなし」の状況であり、このかけがえのない地球を健全な状態で後世に引き継ぐために、人類が果たさなければならない課題です。

この課題を前に、津久見市に住む私たちが「今できること、今取り組むべきこと」を共有し、実践していかなければなりません。とりわけ行政を預かる職員が一丸となり、率先してこの地球環境の保全に向け行動しなければなりません。

津久見市役所職員一人一人の、身近な一つ一つの行動が「地球を守る」こと、そして「地球の未来」に繋がっていくことを念頭に、本計画の基本理念を以下のように掲げます。

(基本理念) 「地球を守る」私たち・津久見市役所の行動

- ☆ また、私たちがその行動を持続するにあたり、常に「環境」を意識・自覚すること、そして、環境に対する「意識・自覚」が全市的に広がっていくことを願いとして、本計画のタイトル(愛称)は第3期計画に引き続き以下のように継承します。

(計画の愛称) **津久見 E C O ・ C o n s c i o u s n e s s 2020**

(エコ＝環境) (コンシャスネス＝意識・自覚)

- ☆ 更に、本計画の通称を第3期計画に引き続き以下のように継承します。

(計画の通称) **E C O 2** [エコツー]

『地球温暖化対策の推進に関する法律』(抜粋)

(地方公共団体実行計画等)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

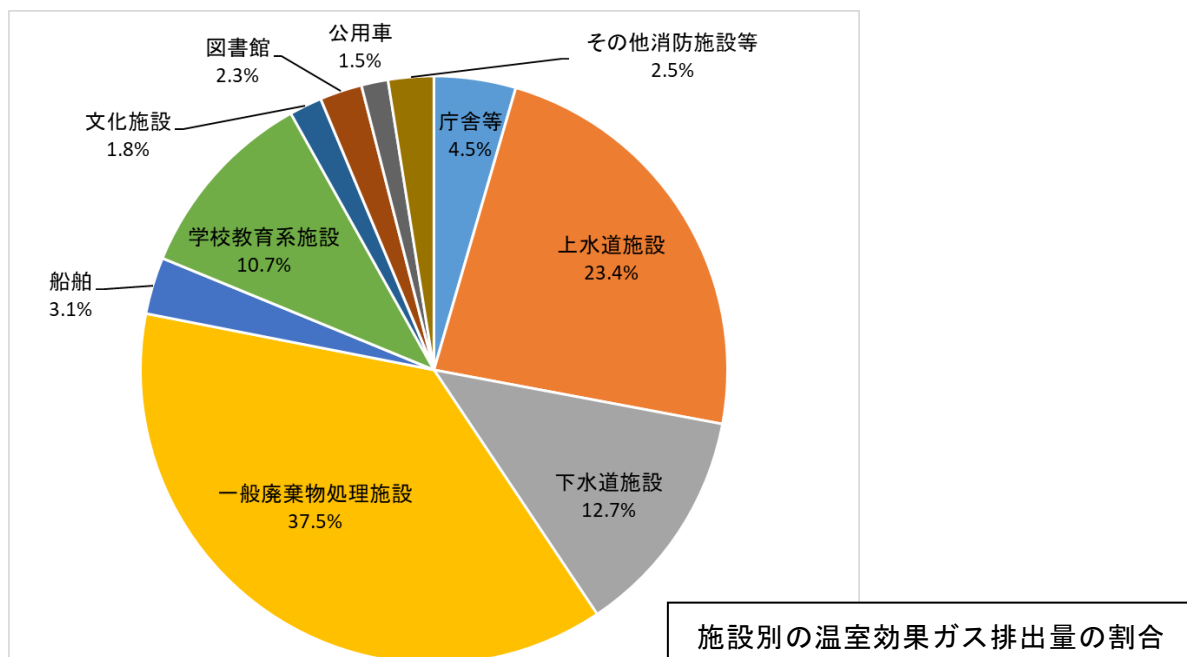
- (1) 計画期間
- (2) 地方公共団体実行計画の目標
- (3) 実施しようとする措置の内容
- (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

第 2 章 温室効果ガスの排出状況

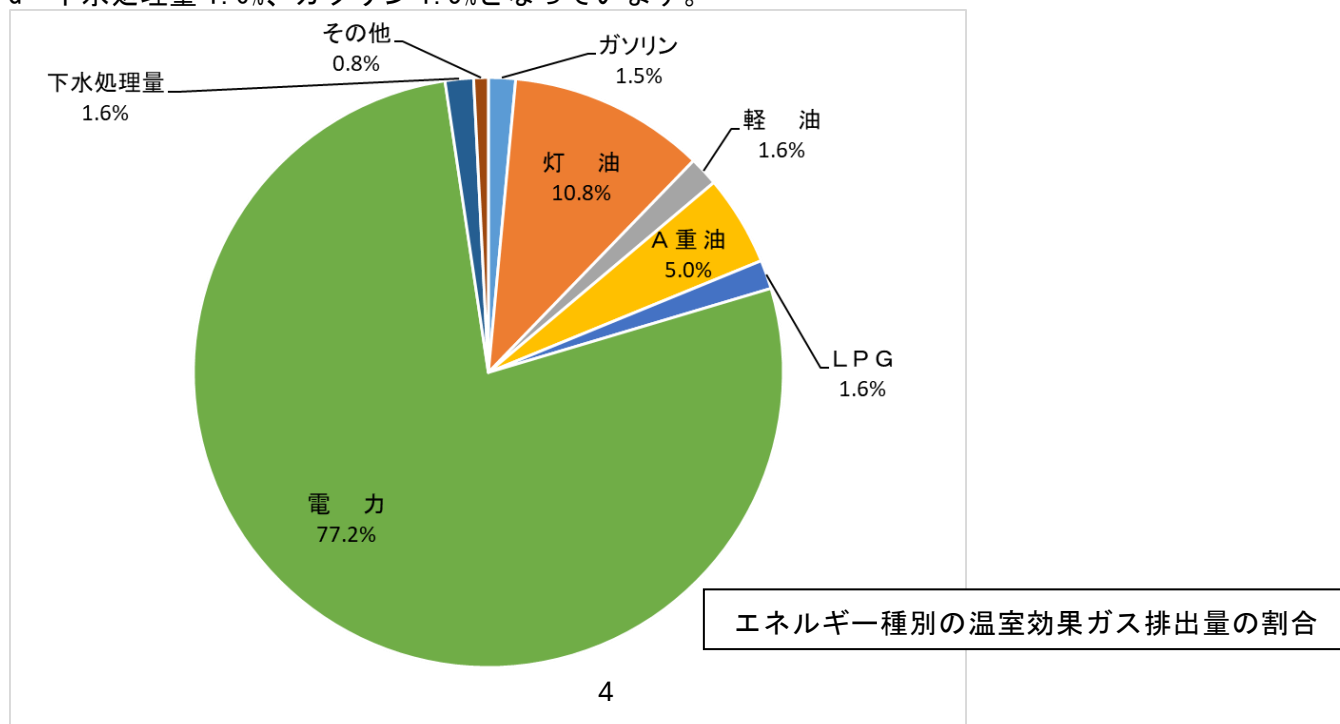
1 温室効果ガス総排出量

津久見市の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量は、基準年度である 2013 年度（平成 25 年度）において、5,218.8 t-CO₂ となっています。

施設別では、ドリームフューエルセンターなどの一般廃棄物処理施設が全体の 37.5% を占め、次いで簡易水道施設を含む上水道施設が 23.4%、下水道施設 12.7%、学校教育施設 10.7%、庁舎等 4.5%、船舶 3.1%、図書館 2.3%、文化施設 1.8%、公用車 1.5%、その他消防施設等 2.5% となっています。



また、エネルギー種別では、電力が 77.2% を占め、次いで灯油 10.8%、A 重油 5.0%、軽油・LPG・下水処理量 1.6%、ガソリン 1.5% となっています。



2 温室効果ガスの排出量の増減要因

津久見市の今後想定される事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

① 増加要因

- ・可燃ごみの広域処理により、ごみを大分市まで運搬（環境保全課）
- ・観光交流拠点施設の整備（商工観光・定住推進課）

② 減少要因

- ・可燃ごみの広域処理により固形燃料の製造を停止（環境保全課）
- ・最終処分場の特殊重機の更新（2台から1台体制へ）（環境保全課）
- ・新庁舎の建設（経営政策課）
- ・中学校統合による施設の減（教育委員会管理課）
- ・学校施設長寿命化事業による省エネ機器への更新（電灯のLED化等）（教育委員会管理課）
- ・トンネル長寿命化事業の際に照明をLED化（土木管理課）
- ・公用車の更新時に低燃費車の導入（会計財務課）
- ・公共施設等総合管理計画に基づき大規模改修等を行う際に省エネ機器の導入（全担当課）



つくみんエコセンター
（旧ドリームフューエルセンター）



終末処理場

第3章 温室効果ガスの排出削減目標

1 目標設定の考え方

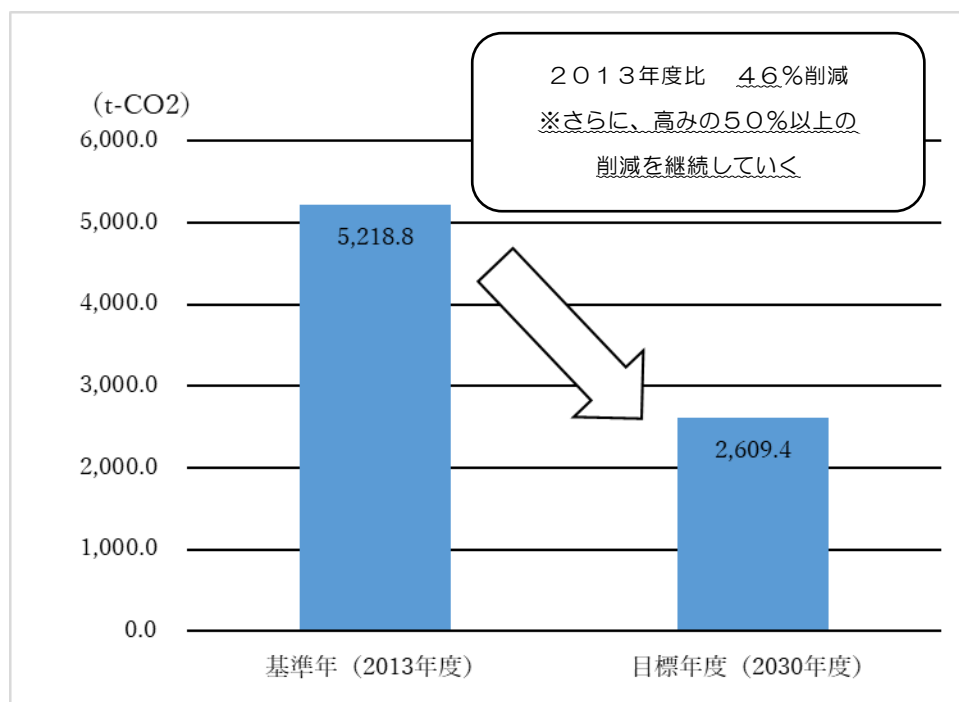
地球温暖化対策計画等を踏まえて、津久見市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出削減目標を設定します。

2 温室効果ガスの削減目標

国が策定した地球温暖化対策計画の中期目標と同様に、目標年度（2030年度（令和12年度））に、基準年度（2013年度（平成25年度））比で46%削減すること、さらに高みの50%以上の削減を継続していくことを目標とします。

温室効果ガスの削減目標

項 目	基準年（2013年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	5,218.8t-CO2	<u>2,609.4t-CO2</u>
削減率	—	<u>50%以上</u>



温室効果ガスの削減目標

第4章 目標達成に向けた取組

1 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と燃料使用量の削減を重点的に取り組みます。

2 計画の具体的取組

全部署に共通の取組を以下に示します。なお、取組内容については、削減効果を数値で評価するため、以下の定義により、温室効果ガス排出量の削減に直接的に関与するもの（エネルギー消費によるもの）と間接的に関与するもの（用紙の使用、節水、物品購入など）とに区分します。

■ 直接的取組と間接的取組の定義

直接的取組

- ・ 取組を行うことにより、温室効果ガスの排出削減に直接結びつくもの
- ・ 電気や燃料の使用等、エネルギーの使用に直接関わるもの
- ・ 温室効果ガスの排出量が把握できるもの

間接的取組

- ・ 再生紙の使用、節水等、エネルギーの使用に直接関わらないもの
- ・ 取組そのものが電気や燃料の使用に直結しないため、温室効果ガスの排出量が把握できないもの

●温室効果ガス排出量の削減に直接的に関与する取組（直接的取組）

配慮項目	取組内容
○A 機器	■パソコン（P C）の電源管理により、一定時間経過後にディスプレイの電源オフやP Cをスリープ状態になるよう設定する。 ■コピー機の省電力（余熱）モードのある機種については、設定時間などを確認し、使いやすく無駄のないように設定する。 ■昼休みは、P C・コピー機の電源をオフにする。 ■夜間や休日等職員が出勤しない時は、支障がない範囲で待機電力にせず電源を切る。 ■新規購入や更新の際には、エネルギー消費効率の高い製品（エネルギースターマークのP Cなど）を導入する。
冷暖房	■冷暖房使用の際は、適切な温度管理を行う。 ■空調の風がスムーズに流れるよう、フィルターの掃除はこまめに行う。 ■空調設備の室外機や冷暖房の吹き出し口付近には障害物を置かない。 ■夏季は、窓やドアを開放し施設の風通しをよくするほか、すだれを使用する、扇風機を使用するなど冷房を使わなくても涼しくなる工夫をする。 ■夏季は、ネクタイを着用せず、クールビズの涼しい服装とし、冬季は、ウォームビズの暖かい服装とし、冷暖房の使用を必要最小限とする。 ■新型コロナウイルスなどの感染症拡大防止対策のためにも、効率的な換気を行いながら、冷暖房を使用する。
電気製品	■夜間や休日等職員が出勤しない時は、支障がない範囲で待機電力状態にせず主電源オフを行う。 ■新規購入や機器の更新等の際には、LED 照明等やその他省エネルギー型機器を検討し、可能な限り導入を図る。
照明	■使用していない部屋やトイレなどは消灯を徹底する。 ■明るさが十分な窓際などは消灯する。 ■採光の為、窓の前には、なるべく物を置かない。 ■照明器具は良く掃除し（ホコリなどを取り払い）、明るさを保つ。 ■昼休み、業務時間外は消灯する。 ■廊下等業務に支障のない場所は間引き消灯を行うなど、節電に努める。
公用車	■公用車の台数の適正管理を図る。 ■公用車はエネルギー効率が落ちないように、適切な整備を行う。 ■近くへ出かける際や一人で出かける際には、徒歩、自転車、原付自転車を使用するなど、公用車の使用を最小限に抑制する。 ■同じ目的地方面へ出かける際には、乗り合いをするなど、使用台数を減らす工夫をする。 ■不必要な荷物は積まない。 ■窓を開けるなどにより、冷房の使用を控える。 ■アイドリングストップを徹底する。 ■急発進・急加速はしない。 ■更新の際には、低公害車（ハイブリッドカーなど）や低燃費車の導入に努める。
その他	■ノー残業デいの徹底や事務改善による時間外勤務の縮減など定時退庁を励行し、ワークライフバランスに努める。

●温室効果ガス排出量の削減に間接的に関与する取組（間接的取組）

配慮項目	取組内容
用紙	■コピー機やプリンターはこまめに点検を行い、両面コピーや裏紙利用を徹底する。（問題がある場合には素早く業者を呼び、修理・調整を依頼する。） ■片面コピー済み用紙を（裏面利用するために）ストックするBOXを設置し、適正に活用する（紙のサイズ別に設置）。 ■会議で配布する資料の枚数は最小限にするほか、デジタル化の推進により会議資料等の削減などペーパーレス化を図る。 ■ unnecessary 印刷をしないよう、印刷プレビューで確認してから印刷する。 ■コピーカウンターにより、使用枚数をチェックし、過度な使用を抑制する。 ■FAXを送信する際には、表紙をつけないなど、必要最小限の枚数に抑える。 ■庁内LANの利用に努める（電子メール、掲示板など）。 ■庁内郵便や県庁郵便は封筒の再利用に努める。（封筒に貼り付けるような用紙のフォームを作成する。） ■窓口業務で記入してもらう帳票に無駄はないか見直す。また、デジタル化の推進による電子申請の活用を図る。 ■事務処理文書の定型様式に無駄がないか見直す（形式的な添書の廃止等）。 ■コピー・プリンター用紙は、原則として全て再生紙（古紙配合率100%、白色度70%以下）とする。
廃棄物排出量の削減、リサイクル	■再資源化を意識し分別の徹底を図り、ごみ排出量を削減する。 ■分別マナーを徹底し、リサイクルの促進を図る。（紙の種別に分ける、クリップ・ホッチキス・付箋紙等を取り除く、向きをそろえるなど） ■分別BOXを設置し、ごみ量の調査や分別状況の確認を行う。 ■商品購入時にごみ量削減に配慮する。（簡易包装、簡易容器、リターナブル容器使用、使い捨て容器の削減に努める。）
グリーン購入	■環境配慮製品の情報を収集し、全職員が常時閲覧できるようにしておく。（環境庁ガイドラインなど） ■市が購入する封筒は全て再生紙使用の商品とする。（市民への郵便用封筒も同じ） ■文具類をはじめとする物品を購入する際には、グリーン購入の観点から十分な検討を行う。 ■印刷物の発注の際は、古紙配合率の高い（白色度の低い）仕様にする。 ■窓付き封筒は窓部分にグラシン紙（透明化した薄紙）を使用したものにする。 ■事務服・作業服は、再生ペット樹脂使用のものを購入する。
水の使用	■節水を励行する。 ■トイレの水は何度も流さない。 ■蛇口等の水漏れ点検を行う。
緑化	■敷地内の緑化を推進する。

配慮項目	取組内容
建物・公共工事	■市有施設の増改築を行うときは、太陽光発電や太陽熱温水器などの自然エネルギーを活用した設備の導入を検討する。 ■市有施設の増改築を行うときは、断熱材の効果的な利用、通風に優れた構造の採用など、省エネルギーへの配慮に努める。 ■市有施設の増改築や装置・機器等の更新等の際には、LED照明やその他省エネルギー型の装置・機器を検討し、可能な限り導入を図る。 ■市有施設の駐車場等は透水性舗装を導入する。 ■公共工事に際しては、省エネルギー型の機器を使用する。

●その他の取組

配慮項目	取組内容
その他	■ノーマイカーデーを推進する ■マイ箸運動に取り組む。 ■マイバック運動を推進する。
緑化	■緑のカーテンの設置を推進する。



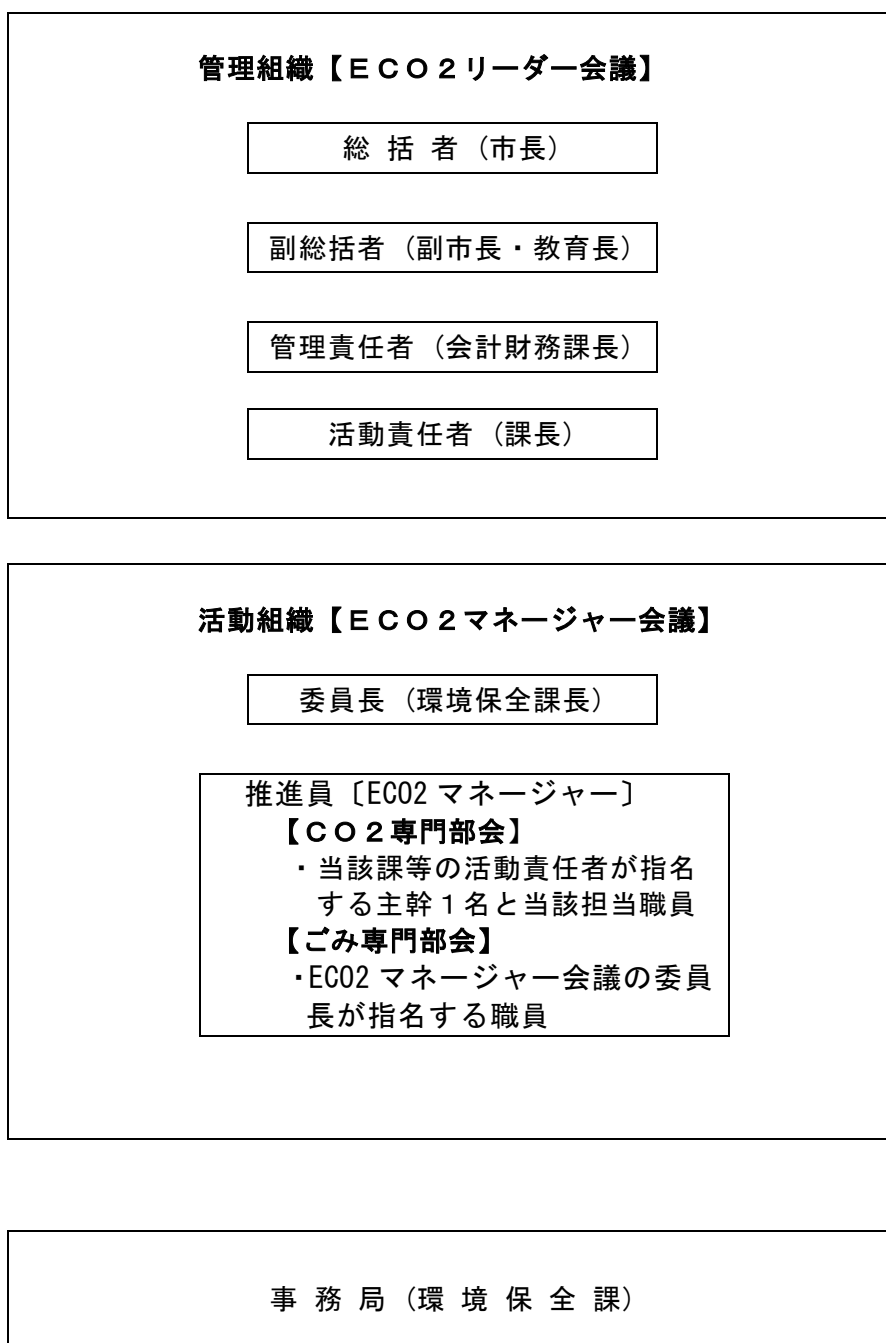
第 5 章 計画の推進

1 計画の推進・点検体制等

(1) 計画の推進・点検体制

本計画が着実に実行されるための推進、並びに計画の進捗状況の点検・評価体制を以下に示します。

津久見市地球温暖化対策実行計画推進組織図



(2) 研修及び職員の意識啓発

職員の地球環境保全への意識の高揚を図るため、地球温暖化に関する研修を実施します。

また、職員向けに環境情報を掲示板などで啓発すると共に、取組への工夫や点検・評価結果の優れている部署の事例については、全庁的に紹介して他の部署の推進を図ります。

2 点検・評価

本計画に掲げた目標の達成に向けた活動が適切に実行され、温室効果ガスの排出量が削減されたかどうかを毎年確認します。

なお、点検方法は、点検項目に応じて EC02 マネージャーが率先して行います。また、ごみ減量化の取組についても実行計画と共に EC02 マネージャー会議において評価・検討を重ねていきます。なお、点検及び評価結果については年 1 回取りまとめ、必要に応じ見直しの検討を行います。

3 実施状況の公表等

毎年、前年の取組や点検・評価結果を市報に掲載し、市民に広く公表します。

また、地球温暖化に関するシンポジウムやごみ減量化に関する講習会、地域活動等の情報提供に努めます。

一口メモ

環境ラベルの種類

第三者機関が認証、推奨する環境ラベル（環境配慮製品につけられるラベル）等としては、主に以下のようなものがあります。

 エコマーク	製造・使用・廃棄に伴う環境への負荷が少ない商品や、環境改善効果のある商品につけられるもの。 商品類型別に認定基準が定められている。 (財)日本環境協会 http://www.jeas.or.jp
 グリーンマーク	古紙を利用した製品に表示されるもので、原則として古紙 40%以上利用して作られていることが基準となる。 (財)古紙再生促進センター
 再生紙使用マーク (アールマーク)	ごみの減量化推進国民会議で定められた。 再生紙に古紙が含まれる割合（古紙配合率）や紙の白さの割合（白色度）を表示している。
 国際エネルギー スターロゴ	日米政府の相互認証のもとにOA機器を対象に定められた省エネ基準をクリアした製品につけられる。 国際エネルギースタープログラム https://www.energystar.go.jp/
 PET ボトル 再利用品マーク	(財)日本容器包装リサイクル協会で再商品化した PET ボトル再生フレークまたはペレットが 25%以上原料として使用された商品につけられるもの。 PET ボトルリサイクル協議会 http://www.petbottle-rec.gr.jp
 省エネ性マーク	省エネ法に定められた基準（エネルギー消費効率）を達成した家電製品（エアコン、蛍光灯器具、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫等）につけられるもの。 経済産業省及び (財)省エネルギーセンター http://www.eccj.or.jp